

平成 16 年 1 月 29 日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿二丁目 4 番 1 号

ミサワホームホールディングス株式会社

代表取締役社長 水 谷 和 生

臨時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本日開催の当社臨時株主総会において、下記のとおり決議されましたのでご通知申し上げます。 敬 具

記

決 議 事 項

議 案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

変 更 前	変 更 後
(株式の総数) 第 5 条 当社が発行する株式の総数は、 5 億株とし、このうち 4 億株は普通株式、 1 億株は優先株式とする。ただし、 株式の消却が行われた場合には、これに 相当する株式数を減ずる。	(株式の総数) 第 5 条 当社が発行する株式の総数は、 12 億株とし、このうち 9 億 7,000 万株は普通株式、 6,000 万株は A 種優先株式、 1 億 7,000 万株は B 種優先株式とする。ただし、 普通株式もしくは A 種優先株式につき消却 があった場合又は B 種優先株式につき消却 もしくは普通株式への転換があった場合には、 これに相当する株式数を減ずる。

変 更 前	変 更 後
<p>(1単元の株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第 6 条 当社の 1 単元の株式の数は、 1,000株とする。</p> <p>2. 当社は、1 単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについては、この限りでない。</p> <p>(優先利益配当金及びその上限額)</p> <p>第10条 当社は、第41条に定める利益配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）又は優先株式の登録質権者（以下「優先登録質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）に先立ち、1株につき年60円を限度として優先株式の発行に関する取締役会の決議で定める額の利益配当金（以下「優先利益配当金」という。）を支払う。</p>	<p>(1単元の株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第 6 条 当社の 1 単元の株式の数は、<u>普通株式、A種優先株式及びB種優先株式それぞれにつき、1,000株</u>とする。</p> <p>2. (変更前のとおり)</p> <p>(A種優先株式)</p> <p>第10条 当社の発行するA種優先株式の<u>内容は次のとおりとする。</u></p> <p>(A種優先利益配当金)</p> <p>(1) 当社は、第37条に定める利益配当を行うときは、<u>A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録質権者（以下「A種優先登録質権者」という。）</u>に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）<u>又は普通株式の登録質権者（以下「普通登録質権者」という。）</u>に先立ち、<u>A種優先株式1株につき年60円を上限としてA種優先株式の発行に関する取締役会の決議で定める額の利益配当金（以下「A種優先利益配当金」という。）を支払う。ただし、当該営業年度において本条第2号に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、当該A種優先中間配当金を控除した額とする。</u></p>

変 更 前	変 更 後
<p><u>2.</u> 当社は、第42条に定める中間配当を行うときは、優先株主又は優先登録質権者に対し、普通株主に先立ち、1株につき優先利益配当金の2分の1に相当する額の金銭（以下「優先中間配当金」という。）を支払う。</p> <p>（累積条項）</p> <p>第11条 当社は、ある営業年度において優先株主又は優先登録質権者に対し、優先利益配当金の全部又は一部が支払われないときは、その不足額を翌営業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「累積未払配当金」という。）については、優先利益配当金に先立ってこれを優先株主又は優先登録質権者に支払う。</p> <p>（新 設）</p> <p>（残余財産の分配）</p> <p>第12条 優先株主又は優先登録質権者に対しては、残余財産の分配に当たり累積未払配当金相当額及び優先株式1株につき600円の合計額を普通株主に先立って支払う。</p> <p><u>2.</u> 優先株主又は優先登録質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。</p>	<p>（A種優先中間配当金）</p> <p><u>(2)</u> 当社は、第38条に定める中間配当を行うときは、<u>A種優先株主又はA種優先登録質権者</u>に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、<u>A種優先株式</u>1株につきA種優先利益配当金の2分の1に相当する額の金銭（以下「<u>A種優先中間配当金</u>」という。）を支払う。</p> <p>（A種優先利益配当金の累積条項）</p> <p><u>(3)</u> 当社は、ある営業年度において<u>A種優先株主又はA種優先登録質権者</u>に対し、<u>A種優先利益配当金の全部又は一部が支払われないときは、その不足額を翌営業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「累積未払配当金」という。）</u>については、<u>A種優先利益配当金及びA種優先中間配当金並びに普通株主又は普通登録質権者に対する利益配当金</u>に先立ってこれを<u>A種優先株主又はA種優先登録質権者</u>に支払う。</p> <p>（A種優先利益配当金の非参加条項）</p> <p><u>(4)</u> 当社は、<u>A種優先株主又はA種優先登録質権者</u>に対し、<u>A種優先利益配当金を超えて配当は行わない。</u></p> <p>（A種優先株主に対する残余財産の分配）</p> <p><u>(5)</u> <u>A種優先株主又はA種優先登録質権者</u>に対しては、残余財産の分配に当たり累積未払配当金相当額及びA種優先株式1株につき600円の合計額を普通株主又は普通登録質権者に先立って支払う。 A種優先株主又はA種優先登録質権者に対しては、<u>前文</u>のほか残余財産の分配は行わない。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(議決権)</p> <p>第13条 優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、<u>優先株主は優先的の配当を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先的配当を受ける旨の決議がある時まで、議決権を有するものとする。</u></p> <p>(株式の併合又は分割、新株の引受権の付与等)</p> <p>第14条 当社は、法令に定める場合を除き、優先株式については株式の併合又は分割は行わない。</p> <p>2. 当社は、優先株主に対しては、新株の引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権は付与しない。</p> <p>(償 還)</p> <p>第15条 当社は、いつでも優先株式を買受け、これを保有し、又は株主に<u>配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。</u></p>	<p>(A種優先株主の議決権)</p> <p>(6) A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、<u>A種優先株主は定時株主総会においてA種優先利益配当金又は累積未払配当金相当額の全部又は一部が支払われない旨の決議があった場合は、その決議があった定時株主総会の次の定時株主総会にA種優先利益配当金及び累積未払配当金相当額全額が支払われる旨の議案が提出されない場合は当該定時株主総会より、その議案が当該定時株主総会において否決された場合は当該定時株主総会の終結の時より、A種優先利益配当金及び累積未払配当金相当額全額が支払われる旨の決議ある定時株主総会の終結の時までは議決権を有する。</u></p> <p>(A種優先株式の併合又は分割、新株の引受権の付与等)</p> <p>(7) 当社は、法令に定める場合を除き、<u>A種優先株式については株式の併合又は分割は行わない。</u>当社は、<u>A種優先株主に対しては、新株の引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権は付与しない。</u></p> <p>(A種優先株式の買受け又は消却)</p> <p>(8) 当社は、いつでも<u>A種優先株式を買受け、又は利益をもって消却することができる。</u></p>

変 更 前	変 更 後
<p data-bbox="185 198 549 444">2. 当社は、優先株式発行後、その発行に際して取締役会の決議で定める期間を経過した後は、当該決議で定める時期及び償還価額で、当該優先株式の全部又は一部を償還することができる。一部償還の場合は抽選その他の方法により行う。</p> <p data-bbox="286 485 402 508">(新 設)</p>	<p data-bbox="574 167 846 190"><u>(A種優先株式の強制償還)</u></p> <p data-bbox="602 198 978 444">(9) 当社は、<u>A種優先株式発行後、その発行に際して取締役会の決議で定める期間を経過した後は、当該決議で定める時期及び償還価額で、当該A種優先株式の全部又は一部を強制償還することができる。一部償還の場合は抽選その他の方法により行う。</u></p> <p data-bbox="574 455 740 477"><u>(B種優先株式)</u></p> <p data-bbox="568 485 978 538">第10条の2 <u>当社の発行するB種優先株式の内容は次のとおりとする。</u></p> <p data-bbox="574 548 804 571"><u>(B種優先利益配当金)</u></p> <p data-bbox="602 579 978 1112">(1) 当社は、<u>第37条に定める利益配当を行うときは、B種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)</u>又は<u>B種優先株式の登録質権者(以下「B種優先登録質権者」という。)</u>に対し、<u>普通株主又は普通登録質権者に先立ち、B種優先株式1株につき年60円を上限としてB種優先株式の発行に関する取締役会の決議で定める額の利益配当金(以下「B種優先利益配当金」という。)</u>を支払う。ただし、<u>当該営業年度において本条第2号に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、当該B種優先中間配当金を控除した額とする。</u></p>

変 更 前	変 更 後
	<p><u>(B 種優先中間配当金)</u></p> <p>(2) 当社は、第38条に定める中間配当を行うときは、<u>B種優先株主又はB種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、B種優先株式1株につきB種優先利益配当金の2分の1に相当する額の金銭（以下「B種優先中間配当金」という。）を支払う。</u></p> <p><u>(B 種優先利益配当金の非累積条項)</u></p> <p>(3) 当社は、ある営業年度において <u>B種優先株主又はB種優先登録質権者に対し、B種優先利益配当金の全部又は一部が支払われないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</u></p> <p><u>(B 種優先利益配当金の非参加条項)</u></p> <p>(4) 当社は、<u>B種優先株主又はB種優先登録質権者に対し、B種優先利益配当金を超えて配当は行わない。</u></p> <p><u>(B 種優先株主に対する残余財産の分配)</u></p> <p>(5) <u>B種優先株主又はB種優先登録質権者に対しては、残余財産の分配に当たりB種優先株式1株につき600円を普通株主又は普通登録質権者に先立って支払う。</u> <u>B種優先株主又はB種優先登録質権者に対しては、前文のほか残余財産の分配は行わない。</u></p>

変 更 前	変 更 後
	<p><u>(B 種優先株主の議決権)</u></p> <p><u>(6) B 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、B 種優先株主は、平成19年 4 月 1 日以降、当会社の前営業年度の当期末処分利益が200億円を超える場合に、B 種優先株主に対して B 種優先利益配当金全額を支払う旨の議案が前営業年度に係る定時株主総会に提出されない場合は当該定時株主総会より、又はその議案が当該定時株主総会において否決された場合は当該定時株主総会の終結の時より、B 種優先株主に対して B 種優先利益配当金全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。</u></p> <p><u>(B 種優先株式の併合又は分割、新株の引受権の付与等)</u></p> <p><u>(7) 当社は、法令に定める場合を除き、B 種優先株式については株式の併合又は分割は行わない。</u> <u>当社は、B 種優先株主に対しては、新株の引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権は付与しない。</u></p> <p><u>(B 種優先株式の買受け又は消却)</u></p> <p><u>(8) 当社は、いつでも B 種優先株式を買受け、又は利益をもって消却することができる。</u></p>

変 更 前	変 更 後
	<p>(B種優先株式の償還請求権)</p> <p>(9) B種優先株主は、B種優先株式の発行日から4年間を経過した日以降、毎年7月1日から7月20日までの期間において、当社の前営業年度の当期末処分利益が200億円を超える場合、当該当期末処分利益に2分の1を乗じた額から、当該前営業年度に関する定時株主総会において利益から配当もしくは支払うものと定めた額を控除した額を限度として、その保有するB種優先株式の全部又は一部の償還請求をすることができ、当社は、当該償還請求があった年の8月31日（その日が日本における銀行の休日にあたるときは、その前営業日とする。）を償還日として、法令の定めに従い償還する。前記限度額を超えてB種優先株主からの償還請求があった場合、抽選その他の方法により償還すべきB種優先株式を決定する。</p> <p>償還価額は、B種優先株式1株につき600円に償還請求があったB種優先株式のB種優先利益配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数（初日及び償還日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）を加算した額とする。</p>

変 更 前	変 更 後
	<p><u>(普通株式への転換予約権)</u></p> <p>(10) <u>B種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換の条件でB種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。</u></p> <p><u>(普通株式への強制転換)</u></p> <p>(11) <u>当社は、転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかったB種優先株式を、同期間の末日の翌日以降の日で取締役会の決議にて定める日(以下「強制転換日」という。)において、取締役会の決議により、B種優先株式1株の発行価額を強制転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式に強制転換することができる。ただし、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入するものとし、かかる計算により得られる金額が50円を下回るときは、50円とする。</u></p> <p><u>上記の普通株式数の算出に当たり1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。</u></p>

変 更 前	変 更 後
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(準用規定)</p> <p>第16条 第17条 (招集時期に関する部分を除く。) ないし第21条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p> <p>2. 第43条の規定は、優先利益配当金及び優先中間配当金の支払いについてこれを準用する。</p> <p>第17条 } { (省 略) 第33条 }</p> <p>(株主総会における補欠監査役の選任)</p> <p>第34条 法令又は第31条に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、あらかじめ株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p>	<p>(優先順位)</p> <p>第11条 <u>A種優先株式及びB種優先株式の優先利益配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。ただし、A種優先株式の累積未払配当金は、B種優先利益配当金、B種優先中間配当金及びB種優先株式の残余財産の分配に先立って支払われるものとし、また、平成18年3月31日に終了する営業年度までの各営業年度におけるA種優先利益配当金及びA種優先中間配当金は、当該各営業年度におけるB種優先利益配当金及びB種優先中間配当金の分配に先立って支払われるものとする。</u></p> <p>(準用規定)</p> <p>第12条 第13条 (招集時期に関する部分を除く。) ないし第17条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p> <p>2. 第39条の規定は、優先利益配当金及び優先中間配当金の支払いについてこれを準用する。</p> <p>第13条 } { 変更前定款第17条以下第 第29条 } { 33条までそれぞれ各4条 繰り上げる。 記載内容は変更前のお り。 }</p> <p>(株主総会における補欠監査役の選任)</p> <p>第30条 法令又は第27条に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、あらかじめ株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>2. 第32条第2項の規定は、株主総会における補欠監査役の選任決議についてこれを準用する。この場合において、同条項中「監査役」とあるのは「補欠監査役」と読み替えるものとする。</p> <p>3. 法令又は第31条に定める監査役の員数を欠くこととなり、本条第1項に基づき株主総会においてあらかじめ選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4. 本条第1項に基づきあらかじめ選任された補欠監査役選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</p>	<p>2. 第28条第2項の規定は、株主総会における補欠監査役の選任決議についてこれを準用する。この場合において、同条項中「監査役」とあるのは「補欠監査役」と読み替えるものとする。</p> <p>3. 法令又は第27条に定める監査役の員数を欠くこととなり、本条第1項に基づき株主総会においてあらかじめ選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4. (変更前のとおり)</p>
<p>第35条 } { (省 略) 第43条 }</p>	<p>第31条 } { 変更前定款35条以下第43条 } 第39条 } { 条までそれぞれ各4条繰 } { り上げる。 } { 記載内容は変更前のとお } { り。 }</p>
<p>附 則 (株式移転による設立に際して発行する株式) 第1条 当会社の設立は、商法第364条の株式移転による。 2. 株式移転に際して発行する株式の総数は300,967,146株とし、その内訳は次のとおりとする。 普通株式 242,634,146株 優先株式 58,333,000株</p>	<p>附 則 (削 除)</p>

変 更 前	変 更 後
<p><u>3. 本条第1項の株式移転は、ミサワホーム株式会社、ミサワ東洋株式会社、東京ミサワホーム株式会社、ミサワホーム東海株式会社</u>が共同して行う共同株式移転であるが、<u>ミサワ東洋株式会社、東京ミサワホーム株式会社、ミサワホーム東海株式会社のうちの1社あるいは数社がそれぞれ平成15年6月27日開催の定時株主総会において同株式移転の承認決議が得られない等の理由により同共同株式移転から離脱した場合には、株式移転に際して発行する株式の総数及び内訳は、前項株式数から次の株式数を控除した株式数とする。</u></p> <p><u>ミサワ東洋株式会社が離脱した場合に控除する株式数</u> : 普通株式 3,952,000株</p> <p><u>東京ミサワホーム株式会社が離脱した場合に控除する株式数</u> : 普通株式20,864,889株</p> <p><u>ミサワホーム東海株式会社が離脱した場合に控除する株式数</u> : 普通株式19,650,000株</p> <p>(最初の取締役及び監査役の任期)</p> <p>第2条 当社の最初の取締役及び監査役の任期は、第24条及び第33条の規定にかかわらず、それぞれ、その就任後1年内における最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(最初の営業年度)</p> <p>第3条 当社の最初の営業年度は、第40条の規定にかかわらず、当社設立の日から平成16年3月31日までとする。</p>	<p>(最初の取締役及び監査役の任期)</p> <p>第1条 当社の最初の取締役及び監査役の任期は、第20条及び第29条の規定にかかわらず、それぞれ、その就任後1年内における最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(最初の営業年度)</p> <p>第2条 当社の最初の営業年度は、第36条の規定にかかわらず、当社設立の日から平成16年3月31日までとする。</p>

以 上